

各務原市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(令和2年7月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する一部負担金（法第57条の2に規定する高額療養費の支給対象となった場合は、一部負担金から高額療養費を控除した負担額をいう。以下同じ。）のうち入院療養に係るものの減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費をいう。
- (3) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。

(一部負担金の徴収猶予)

第3条 市長は、入院療養に係る一部負担金の支払義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、世帯主の申請により6か月（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内に限り、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が入院療養に係る一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、心身に障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により、収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定による一部負担金の徴収猶予は、次の各号のいずれにも該当する世帯の被保険者について行うものとする。ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の徴収猶予は、第2号に該当することが確認できない場合であっても、行うことができる。

(1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯

(2) 世帯主及びその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の合計額が生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であり、かつ、世帯主等の有する現金、預貯金、有価証券等の合計額が基準額の3か月以下である世帯

（一部負担金の減免）

第4条 市長は、世帯主又はその世帯に属する被保険者が前条第1項各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、世帯主の申請により入院療養に係る一部負担金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による一部負担金の減免は、前条第2項各号のいずれにも該当し、かつ、世帯主等の実収入月額が基準生活費の120パーセント以下の世帯の被保険者について行うものとする。

3 一部負担金の減免の期間は、3か月以内とする。ただし、療養に要する期間等を考慮し特に必要と認めるときは、再度の申請により1か月単位でその期間を延長することができる。

（減免に関する基準）

第5条 前条第1項及び第2項の規定により減免対象とされた世帯の一部負担金の減免に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 世帯主等の実収入月額が基準生活費の110パーセント以下の世帯については、一部負担金を免除する。

(2) 世帯主等の実収入月額が基準生活費の110パーセントを超え115パーセント以下の世帯については、一部負担金の10分の8（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。

(3) 世帯主等の実収入月額が基準生活費の115パーセントを超え120パーセン

ト以下の世帯については、一部負担金の10分の5（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。

（申請）

第6条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に対し国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、徴収猶予については、急病その他緊急やむを得ない特別の理由があるときは、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

（1）収入状況申告書（様式第2号）

（2）給与証明書（様式第3号）

（3）同意書（様式第4号）

（4）その他申請理由を証明する資料

（審査、決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、法第113条の規定により、申請者に対して文書の提出若しくは提示を求め、又は質問を行うことができる。

2 前項の審査において、申請者が非協力的又は消極的であるため申請の内容を確認することができないときは、当該申請を却下することができる。

（決定通知及び証明書）

第8条 市長は、前条第1項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認・不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、承認の決定を受けた者に対し国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第6号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 前項の証明書の交付を受けた者が保険医療機関等で入院療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（変更及び取消し）

第9条 市長は、前条第1項の規定により減免等の承認の決定を受けた者の資力その他事情が変化したことにより、当該決定を変更する必要があると認めるとき又は当

該決定を行う必要がなくなつたと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、減免等をした一部負担金の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免等の承認の決定を受けた者があるときは、直ちにその決定を取り消すとともに、減免等をした一部負担金の全部又は一部を徴収するものとする。

3 市長は、前2項の規定により減免等の承認の決定の変更又は取消しをしたときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予決定変更・取消通知書（様式第7号）により、当該申請者及び保険医療機関等に通知するものとする。

4 前項の規定により減免等の承認の決定の変更又は取消しを受けた者は、既に交付された証明書を速やかに市に返還しなければならない。

（他制度の活用等）

第10条 市長は、あらかじめ療養に要する期間が長期に及ぶと見込まれる場合については、被保険者の生活実態を考慮しつつ、必要に応じ生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、福祉部局との連携を図るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日決裁）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、令和6年12月以後の期間に係る一部負担金について適用し、令和6年11月以前の期間に係る一部負担金については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

国民健康保険一部負担金 減額免除徴収猶予 申請書									
被保険者証の 記号番号									
入院療養の給付を受ける 被保険者		氏名				個人番号			
		生年月日		年 月 日		世帯主 との続柄			
傷病名				入院療養 見込期間		年 月 日から 年 月 日まで			
発病、負傷年月日		年 月 日							
入院療養 を受ける 保険医療 機関等	所在地								
	名称								
申請事由									
世帯 の 状 況	氏名		続柄	年齢	職業（勤務先又は学校）				
	個人番号								
			世帯主						
上記のとおり別紙関係書類を添えて申請します。 年 月 日 申請者 (世帯主) 住所 氏名 電話 () - (宛先) 各務原市長									

様式第2号（第6条関係）

収入状況申告書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申請者（世帯主） 氏 名

下記のとおり世帯の収入状況について申告します。

世帯の状況	収入の種類		☐ 給与収入 ☐ 事業収入 ☐ 日雇収入 ☐ 不動産収入 ☐ 年金収入 ☐ 仕送り ☐ 児童手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 雇用保険 ☐ その他（ ） ※ 給与収入の方は、給与証明書（様式第3号）を提出してください。 なお、給与収入のみの方は、下記収入状況の記入は不要です（現金・預貯金・有価証券等欄は要記入）。								
			今月分（ 月分）		前月分（ 月分）		前々月分（ 月分）		平均額		
	総収入①		円		円		円		円		
	必要経費②		円		円		円		円		
	実収入額 ①－②		円		円		円		円		
	今月分収入の内訳（実績又は見込み）	総収入	事業収入		円		必要経費	仕入（材料）代		円	
			日雇収入		円			交通費		円	
			不動産収入		円			家賃・地代など		円	
			年金収入		円			所得税		円	
			仕送り		円			住民税（市県民税）		円	
			児童手当		円			健康保険料		円	
			児童扶養手当		円			年金保険料		円	
			雇用保険		円			雇用保険料		円	
			その他（ ）		円			その他（ ）		円	
			小計 ①		円			小計 ②		円	
		差引収入①－②				円					
現金・預貯金・有価証券等		現金				円					
		預貯金	銀行名	支店名	口座番号	口座名義（カナ）	金額				
							円				
							円				
						円					
有価証券等		種類		額面		評価概算額	円				
		合 計				円					

様式第3号（第6条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

（宛先）各務原市長

事業主（雇用主） 所 在 地
事業所名
代表者名

氏 名			住 所		
役 職 名			職務内容		
		今月分（ 月分）	前月分（ 月分）	前々月分（ 月分）	
勤 務（就 労）日 数		日	日	日	
支 払 額	基本給	円	円	円	
	日 給（ 日分）	円	円	円	
	時間給（ 時間分）	円	円	円	
	手 当	円	円	円	
	賞 与	円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	支払額計 ①	円	円	円	
控 除 額	所得税	円	円	円	
	住民税（市県民税）	円	円	円	
	健康保険料	円	円	円	
	年金保険料	円	円	円	
	雇用保険料	円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	控除額計 ②	円	円	円	
差引収入 ①－②		円	円	円	

※給与明細書がある場合はこの証明書に代えることができる。

様式第4号（第6条関係）

同 意 書

各務原市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯の被保険者（以下「私等」という。）の収入及び資産の状況につき、各務原市が官公署、日本年金機構、共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇用主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、各務原市の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告等を行うことについて、私等が同意している旨を、官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

申請者（世帯主） 住 所

氏 名

電 話 — —

被保険者 氏 名

被保険者 氏 名

被保険者 氏 名

様式第5号（第8条関係）

減 額 国民健康保険一部負担金 免除承認・不承認決定通知書 徴収猶予			
年 月 日			
様			
各務原市長			印
年 月 日付けで申請のあった一部負担金減額・免除・徴収猶予の申請については、次のとおり決定したので通知します。			
☐ 承認			
被保険者証の記号番号			
入院療養の給付を受ける被保険者		生年月日	年 月 日
☐ 減 額	一 部 負 担 金 の 割 減 額 年 月 日から 年 月 日まで		
☐ 免 除	年 月 日から 年 月 日まで		
☐ 徴 収 猶 予	年 月 日から 年 月 日まで		
☐ 不 承 認			
理 由			

この決定について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐阜県国民健康保険審査会に対し審査請求することができます。なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することはできません。さらに、この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、この決定についての審査請求に係る裁決を経た後に、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市（代表者 各務原市長）を被告として、提起することができます。

ただし、次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することはできません。

- （１） 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （２） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （３） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号（第8条関係）

国民健康保険一部負担金 減額 免除 証明書 徴収猶予					
被保険者証の記号番号				世帯主氏名	
入院療養の給付を受ける被保険者		住 所			
		氏 名			
		生年月日	年	月	日
入院療養を受ける保険医療機関等	所在地				
	名 称				
傷 病 名					
入院療養に係る一部負担金の取扱い		☐ 減 額 割			
		☐ 免 除			
		☐ 徴 収 猶 予			
適 用 期 間		年 月 日 から 年 月 日 までの入院療養分			
上記のとおり証明します。 年 月 日 各務原市長 印					

- 1 入院療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を国民健康保険の被保険者証と一緒に保険医療機関等に提示してください。
- 2 保険医療機関等は、免除・徴収猶予の場合は、被保険者一部負担金を徴収しないでください。
- 3 保険医療機関等は、減額の場合、本来徴収すべき一部負担金から減額割合に応じた減額分（円未満切捨て）を差し引いた金額を徴収してください。
- 4 保険医療機関等は、減額、免除及び徴収猶予をした一部負担金を各務原市へ請求してください。

様式第7号（第9条関係）

国民健康保険一部負担金				減 額 免 除 徴収猶予				決 定 変 更 ・ 取 消 通 知 書							
								年		月		日			
様															
各務原市長												印			
年		月		日付けで承認決定した一部負担金減額・免除・徴収猶予について、次のとおり決定したので通知します。											
☐ 変 更				☐ 取 消 し				理 由							
被保険者証の記号番号															
入院療養の給付を受ける被保険者								生年月日		年 月 日					
☐ 減 額				一 部 負 担 金 の 割 減 額 年 月 日から 年 月 日まで											
☐ 免 除				年 月 日から 年 月 日まで											
☐ 徴 収 猶 予				年 月 日から 年 月 日まで											

この決定について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐阜県国民健康保険審査会に対し審査請求することができます。なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することはできません。さらに、この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、この決定についての審査請求に係る裁決を経た後に、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市（代表者 各務原市長）を被告として、提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することはできません。

- （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。